主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人藤井暹の上告趣意は、単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条の上告 理由に当らない。(所論の点に関する原判決の判断は相当である)また記録を調べ ても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一〇月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎